理論ハ述ベ様ニテ総評工藤ノ御対ヘ説ヨリハ当家ノ
御都合ニ依テ御対ヘスルノデアルカラ従業員ノ不利益
ニナル事項ハ避ケ政府ハ之ヲ見テハヨカラヌデアルト述ベ降
壇ス

七、議題ノ議案

八、協業審議、

(1)、従業員休業方働者除外ノ件
官傭ノ政府ヨリハ休業ニ付働者ノ除外ノ範囲ヲ定メタ
様努力シ其ノ営利ニ協力シ従業員ヲ除外シ其ノ待遇ヲ改メル
トノ説明ヲ求メタルモ何等ノ説明ハナク協議ニ付
者ハ地位待遇向上ノ為メ従業員ノ休業方働者除
外ヲ期セントシテ壇田君ヨリ説明シ異議
ナク可決、

(2)、陸軍ノ退職金給与支給ノ件　　　　了承、
(3)、陸軍共済組合年金制度ノ件
大正九年勅令第八号ニヨリ来ル陸軍ニ在ル様ナ内容
ノ年金制ヲ作ラレ年金ヲ支給サレタ
一、脱退一時金ニ関スルモノ
二、脱退年金限、脱退金ハ年金受給ヲ以テ二十年、
以外ニハ加入者ハ加入ヲ以テ二十年
三、年金加入者ハ左ノ二種アリ
(1)、強制加入者、　月収五十円以上ノ男工全部、
(2)、自由加入者、任意、傭人ノ月収五十円以下ノ男工
並女工全部
四、脱退一時金、加入後満一ケ年以上ノ者ノ脱退一時
金ハ本俸五パーセント十年以上ハ退職金ニ依リ